

事務連絡  
平成29年10月25日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課  
各都道府県私立学校担当部課  
高等学校及び中等教育学校を設置する学校設置会社  
を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体担当課 御中  
附属高等学校を置く各国立大学法人担当課  
附属中等教育学校を置く各国立大学法人担当課  
附属特別支援学校高等部を置く各国立大学法人担当課

独立行政法人日本学生支援機構学生生活部

大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の  
修学支援に関する実態調査分析報告の公開について

平素より、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）における障害学生支援事業に  
御理解・御協力賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、JASSOにおいて、標記の実態調査分析報告をJASSO Webサイト「障害  
学生支援情報」ページにて公表しました。

本分析報告は、平成17年から実施している「大学等における障害のある学生の修学  
支援に関する実態調査」について経年分析を行なうことで、近年の大学等における障害  
学生支援の状況や動向を概括しており、高等学校や特別支援学校等における進路指導及  
び大学等との円滑な接続のみならず、合理的配慮の適切な提供等にも資する内容になっ  
ていると考えております。

については、各都道府県教育委員会におかれましては所管の学校及び域内の市町村教育委員  
会に対して、各指定都市教育委員会におかれましては所管の学校に対して、各都道府県及び  
高等学校及び中等教育学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第  
12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれましては所管の学校及び学校法人等  
に対して、各国立大学法人におかれましては附属学校に対して、本分析報告の公開について  
周知くださいますようお願いします。



(別添)

大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告（対象年度：平成 17 年度（2005 年度）～平成 28 年度（2016 年度））について

(参考)

[http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/chosa\\_kenkyu/chosa/bunseki\\_2005\\_2016.html](http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/bunseki_2005_2016.html)

【本件連絡先】

独立行政法人 日本学生支援機構 (JASSO)

学生生活部 障害学生支援課／おこしょく、おおいえ小越、大家

TEL : 03-5520-6176 FAX : 03-5520-6051

E-mail : [tokubetsushien@jasso.go.jp](mailto:tokubetsushien@jasso.go.jp)

URL : <http://www.jasso.go.jp/>

平成 29 年 9 月 28 日  
独立行政法人日本学生支援機構  
学生生活部 障害学生支援課

大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告（対象年度：平成 17 年度（2005 年度）～平成 28 年度（2016 年度））について

### 1. 主旨と概要

日本学生支援機構では、平成 17 年度より全国の大学、短期大学、高等専門学校（以下、大学等と略称）を対象として、障害学生の修学等に関する状況ならびにそれらに対する支援について、実態を調査し、年度ごとに報告している。そして平成 26 年度には、平成 17 年度から 25 年度までの調査全体を概観し、経年推移などを中心に整理、分析して発表した。これについては、「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告（対象年度：平成 17 年度（2005 年度）から平成 25 年度（2013 年度））」（以下、「平成 17～25 年度報告書」と略記）<sup>1</sup>として当機構のウェブページにて公開している。このような包括的分析は単年度の資料では把握できない障害学生の動向や支援の方向性に関する情報を提供し、もって今後の大学等における支援施策のあり方などについて有益な情報を提供した。

そのような経緯を踏まえ、この報告書は平成 17～28 年度を対象としている。すなわち各報告書を比較する際には、対象とする年度の範囲に留意して欲しい。

今回の「平成 17～28 年度報告書」についてはいくつかの主たる特徴がある。

まず、平成 28 年度は障害者差別解消法の施行年度であり、従来からの不当な差別禁止に加えて合理的配慮の適切な提供が課題となっている。そのため大学等では合理的配慮の適切な提供や対応要領の策定だけでなく、これを円滑に推進するための様々な体制整備や支援環境の充実などが求められている。法施行の明確な反映を観察できるのはもう少し先になると思われるが、本年度報告書では、施行初年度の状況について理解するとともに、その端緒を見出すことはできるだろう。

次に、調査対象としての障害学生の範囲（種別・区分）について変更があった点である。子細については平成 27 年度版「調査の手引き」或いは同年度調査報告書、もしくは同プレスリリースを参照いただきたい（いずれも当機構ウェブページより参照可能）。変更点は大きく 2 点ある。第 1 点は精神疾患、精神障害等についてこれまで「その他」カテゴリーに含めていたものを「精神障害」カテゴリーとして独立させたことである。

<sup>1</sup> 本書で示す報告書には、単年度のものと、複数年度の推移を整理したものがある。これらについて、いずれも単年度の場合を「平成 28 年度報告書」のように略記し、複数年度版を「平成 17～28 年度報告書」のように表記する。

平成 26 年度調査の結果では「その他」カテゴリーに占める精神疾患、精神障害の割合は既に約 9 割となっており、実質的に発達障害や病弱・虚弱カテゴリーとともに障害学生数の増加が顕著であった。そのため、カテゴリーを「精神障害」として独立させるとともに、その実態と支援の必要性について明確に追跡できるようにした。第 2 点は、「病弱・虚弱」カテゴリーに例示されていた疾患名を「内部障害等」下位カテゴリーと「他の慢性疾患」下位カテゴリーに分け、さらに例示を追加したことである。これは従来より定められていた「病弱・虚弱」について回答校からの問い合わせが多く、どのような疾患について含めるべきか例示を追加することでわかりやすくしたものであって、定義自体の変更ではない。また、下位カテゴリーとして設けた「内部障害等」は学校教育法施行令、身体障害者福祉法施行規則における疾患等に基づく障害学生がこれに該当し、これ以外を「他の慢性疾患」下位カテゴリーに分離して示すこととした。なお「他の慢性疾患」には、てんかん、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アナフィラキシー等が含まれるとされる。また以上の「病弱・虚弱」カテゴリーについてはいずれも継続した生活規制があることを条件としている。

「平成 17~28 年度報告書」における主たる特徴としてもうひとつ、合同ヒアリングの実施も加えておく。「平成 17~26 年度報告書」では実態調査に加えて何校かに訪問調査をさせていただいた結果も反映させた。今回の報告書ではさらにこれを進め、北海道、関東、中部、近畿のエリアで合同ヒアリングを行ない、ここで得られた各校の意見も加えて各章を検討している。得られた発言等の一部は巻末に表として整理したので参照いただきたいが、このような結果も含めて、今後の調査設計を検討するための手がかりとしていく予定である。

今回の「平成 17~28 年度報告書」は複数年度を対象としているが、既にこれまでの経年推移に関する検討は、ある程度実施済みである。そのため、本報告書は対象年度全体を取り扱うというよりも、むしろ平成 27 年度・28 年度に比重を置き、これまでの推移状況と比較して平成 27・28 年度にどのような特徴があるかなどがもっぱら述べられているとお考えいただければと思う。もちろん新規の事項などについては、その限りではない。

周知のように、本調査は回答をいただく関係各校のご理解とご協力により、悉皆調査として毎年度実施している。このような取り組みは毎年度必ずしも特徴的な結果が出るわけではないが、回数を重ねることによって意義が出てくるものと考える。大規模な調査について学内資料を整理し毎回丁寧にご回答くださる各校担当の皆さんには御礼申し上げる。

本分析にあたっては、これまでと同様に「障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議」を設置し、協議のうえ取りまとめを行なった。協議の方針に基づき、当機構学生生活部障害学生支援課が実務を担当した。整理された資料に基づき、同会議の協力者およ

び機構職員が執筆を分担した。以下の節で今回の「平成17～28年度報告書」に関する総括と課題について述べる。

## 2. 本年度分析の総括

以下、今回の報告書から各章の特徴的な点について紹介し、総括的に整理する。各章における指摘は原則として各章の執筆者に従うが、異なる部分もあるので、指摘について具体的な議論は各章を確認いただきたい。

「第1章 障害学生支援の現状と推移」は、「平成28年度報告書」の内容を中心として、障害学生数・支援障害学生数や在籍率ほか、これまで定例的に整理してきた基礎的な項目について報告している。すなわち、平成17年度（もしくはそれ以降）から共通的に収集してきた情報について、平成28年度の状況を加えるものである。そのため、多くは特別に注目すべき情報ではないが今後も引き続き蓄積することで意味を持つ。他の着目点・課題点などについては、第2章以降を参照されたい。

着目すべき箇所はいくつかあるが、平成26年度までの資料と比較して注目される点について言及する。平成27年度・28年度調査においては、これまでに比べて障害学生数の大きな伸びがあった。第1章に説明のあるとおり、平成26年度までの障害学生数の増加の程度に比べて平成27年度・28年度の増加の程度が大きく、それは特に「発達障害」「病弱・虚弱」「精神障害」カテゴリーの増加を反映しているものと思われる。その原因のひとつは、第1節で示したような、調査対象である障害学生の範囲（種別・区分）変更に伴って具体的な疾患名の例示をしたことだろう。これにより、例えば「病弱・虚弱」「精神障害」カテゴリーについては多くの障害学生がカウントされることとなつたが、同時にどのような程度までを障害とみなすのかについて回答校それぞれに理解の幅があるのではないかと思われる。また各校の回答過程を個別に調べると、回答までの手順にもやはり多様性が存在していることが示唆されている。ただし平成27年度の障害学生の範囲（種別・区分）変更においては、障害学生の定義そのものが変更されたわけではない。それにもかかわらず「精神障害」「発達障害」なども含めて増加幅が大きいことは、範囲（種別・区分）変更だけではない要因として、例えば「障害者差別解消法」の施行に伴い、障害学生支援体制の整備や取組が進み学内連携が整ったことにより、障害学生の把握が一層進んだことなども含まれるのではないかと推察している。

このように、障害学生数の増加には幾つかの要因が考えられるところだが、詳しくは第1章の経年推移の項でご確認いただきたい。いずれにしても今回見られたような障害種別の相対的な変化は今後も維持されるものと思われる。すなわち、従来よりある視覚・聴覚・肢体不自由などの身体障害カテゴリーに比べて、発達障害や精神障害などの学生は相対的に大きな割合を占めていくこととなるだろう。このような傾向は欧米の状況に幾分近づいてきたとも言えるかもしれない。ただし、第4章でも触れているように、発

達障害の内訳が異なることほかの違いはあるため、単純に欧米型のような障害種の比率に近づいていくというより、身体障害などの割合を低めつつ我が国独自の障害種分布を形成していくのではと考える。このような点についても今後の推移を見守っていく必要がある。そのためにも、調査対象の定義もしくは範囲について検討をすすめるとともに、大学等に実施していただく手順等も含めて調査手続きの調整を進めていきたい。

なお、障害学生数の変化に比べて支援障害学生の増加は大きくはない。すなわち、障害学生として報告されるが支援を利用していない学生もまだ多いということを意味していると思われる。

「第2章 障害学生支援に関する体制の整備について」では、第1章で示された基礎的な資料以外の体制整備状況について記載されている。前節で述べたように、平成28年度は障害者差別解消法の施行年度であった。規程等の整備については、平成27年度から28年度にかけて大きな伸びを示している（平成28年度から質問項目を変更して対応要領を含むように明示している）。そしてこの伸びは国立大学、国立高等専門学校の100%策定の結果を反映しているものと思われる。さらに公立大学、私立大学は規程のない学校が多いことや、大規模校ほど規程のあるところが多いことなどが示されている。私立大学に対応要領策定の法的義務はないが、法の趣旨を踏まえると、今後の対応が望まれる。また規程だけでなく、いわゆる合理的配慮を適切に進めるためには、これ以外にも相談窓口や対応手順、調整機関の整備など多様な対応が必要であるが、現状では不十分である学校も見受けられる。これらについても総合的な取り組みとして留意すべきであり、いっそうの取り組みと、その継続的な観察が望まれる。

なお自由記述や合同ヒアリングからは支援担当者の有期限雇用が多いことから、専門性の蓄積困難や雇用の不安定さを指摘されている。ほか、発達障害学生に対する専門的対応の不十分についても指摘があがっており、発達障害学生数の増加が今後も予想されることに鑑みてもさらに大きな課題となってくるのではないか。

「第3章 障害学生の実習支援」では、修学支援に関する調査項目のうち、特に実習について焦点を当てている。実習における配慮等の実施校は少しずつ多くなってきているが、具体的な支援のあり方については質問紙調査では追いきれていない。そのため第3章では、自由記述回答を用いて検討している。授業内容が多岐に渡るため、その支援についても個別性が高く、ここで総括的に紹介することは難しい。そのため細かい内容については本文を参照いただきたい。例えば聴覚障害学生がいる場合の実習の工夫や、学外実習における学外実習機関との事前調整などについても示されている。しかしながら体系的な整理にまでは至っていない。そのためまずは実習系授業における事例の収集について、その整理も含めて検討することが必要であると本章でも指摘されている。具体

的な支援の内容だけでなく、事前準備としての周知や理解の工夫、さらには効果や満足度などについても考慮することが考えられる。

「第4章 発達障害及び精神障害学生支援の課題」は、発達障害と精神障害のある学生について、セクションを分けて記述している。

(1) 発達障害のある学生の支援で注目されたのは、支援内容の変化だろう。これまでカウンセリングなど授業以外の支援を実施する学校が多かったが、平成27年度から授業支援を実施する学校数が増え、平成28年度では授業以外の支援実施校を調査開始以来初めて上回った。第4章ではこれを教育型、権利保証型の支援の広がりと指摘している。具体的な内容としては、配慮依頼文書が筆頭となっているが、他の項目も増えつつある。セミナー他でも具体的なICTの活用や授業参加への配慮などの紹介が見られるようになっている。これまで十分とは言えなかった方法論が、今後は更に広まっていくことが期待される。ただし短大や高等専門学校では支援のあり方に差異があることも指摘されており、個別的な検討が必要だろう。また今回は進路・就職支援の領域についても議論が割かれており、学外との連携他の重要性が指摘されている。

(2) 精神障害のある学生のカテゴリーについては平成27年度調査より設けられたものであり、「その他」カテゴリーからの分離であるが、障害学生数全体の約4分の1を占める大きなカテゴリーとなっている。支援としては、発達障害など他の障害と比較しても授業以外の支援が相対的に多く、その内訳としては専門家によるカウンセリングや対人関係配慮などが多い。その点からは、教育型、権利保証型というよりも、むしろクリニック型の支援として理解されるかもしれない。なお授業支援としては、配慮依頼文書の配布や出席に関する配慮が多い。このような状況について、第4章では、精神障害が病状の変動を特徴としており、それを考慮した上での個別対応を行なうには有効ではないかと述べている。また懸念される事項のひとつとして、卒業状況や卒業後の進路状況について指摘されている。資料によれば、他の障害カテゴリーに比べて卒業率が低い点や、就職者の割合が少ない一方、進学でも就職でもない者や一時的な職に就く者の割合が高い点などが示されている。これらの事項が本調査において精神障害カテゴリーにおいて明らかにされるのは今回が初めてとなる。障害学生支援の分野でも改めて事態を認識し、適切な修学支援等について議論すべきであるし、より良い調査の設計を通じて事態の把握に努める必要があると考える。

「第5章 自由記述回答から見る障害学生支援の現状と課題」では、実態調査に含まれていた自由記述部分について、「障害学生の修学支援に関する課題」と「障害学生の進路・就労・キャリア・教育支援に関する課題」を対象として質的分析手法を用いた検討を行なっている。これは平成26年度分から始めている試みであり、この報告書では、平成27年度・28年度分を対象としている。対象データ数が多いため、自由記述より分

析語を抽出する手続きを経た後、クラスター分析ならびに対応分析（コレスポンデンス分析）により布置させている。「障害学生の修学支援に関する課題」について体制整備状況を外部変数として置くと、整備の進む大学等では合理的配慮などの対応に課題が向くと同時に、予算や専門性、連携など、発展的な取り組みに関心があることが示唆される。いっぽう整備途上にある大学等では、人材や予算の不足などが指摘されるとともに、理解啓発や発達障害対応などにも課題があるとされた。次に「障害学生の進路・就労・キャリア・教育支援に関する課題」については、外部変数として大学の種類や規模を置いた結果、大規模校では企業の障害理解や学生の希望に応じた就職支援の難しさなどを課題としてあげていた。一方、中・小規模校・短大などでは、発達障害・精神障害のある学生についてや、学内連携、資格取得などを前提とする場合の困難さなども指摘されている。詳しくは第5章をご覧いただきたい。このような分析は毎年で顕著な変動が出るわけではないため、毎年同様の分析を実施するというよりも、テーマを変えるなどして必要な情報を探ることとした。

「第6章 障害学生支援の地域ネットワークについて」では特に連携をテーマとした議論を行なっている。このテーマについて質問紙による量的調査は行なっていないため、資料はもっぱら合同ヒアリングの結果に基づいている。まだ限定された資料ではあるが、本章では大きく、大学間連携を目的としているネットワークと、学外機関を含めたネットワークに分類している。ネットワークと言っても、その機能には情報の共有、担当教職員の孤立防止から、支援者や支援資源の共有や就職を念頭に置く実利的なものまで様々である。またネットワークが形成されやすい環境などの条件もあると思われるため、必要性と各校の条件に応じたネットワークの是非が今後検討されることが望ましいと思われる。

以上、各章について概略を述べるとともに、これらから考えられることを示した。今回の報告書では、やはり障害者差別解消法の施行年度に当たることだけでなく、近年の大きな障害学生支援の動向を反映した変動などが少しずつ現れているように思われる。これは障害学生の数的増加だけでなく、障害種別割合の質的な変化やそれに伴い課題の変化などに見ることが出来る。発達障害のある学生の支援については、障害区分に「発達障害」を取り入れた平成18年度前後から課題となっていたところだが、現在は精神障害のある学生についても多く在籍しており、彼らに対する適切な支援のあり方を検討する必要が顕在化してきたとも言える。また体制整備の進度に応じて各校の課題は異なつており、それぞれの状況に合った整備のあり方が論じられるべきである。今後、支援の関心は大学等の合理的配慮の取組や、進路・就職等の支援が注目されるとともに、修学における実習系授業の課題なども重視されつつある。このような状況を受け止めるとき、よりニーズに沿った適切な実態把握の方法も検討されなければならない。

### 3. 障害学生支援の主な課題

課題については、主として本章で論じた事柄や各章の記載から提起するが、不足するところは関連資料なども参照しつつ広く指摘しておきたい。

調査対象である障害学生が、従来からの身体障害だけでなく、発達障害、精神障害などに拡大している。特に精神障害学生の支援については、ひとまずの現状把握が為されたものの、より良い修学支援に至るためのあり方などは各校とも模索途上であると言える。これらのあり方について対応する必要がある。また調査対象・項目として浮かび上がりにくいため議論に上がらないが、個別の疾患・障害名として報告の多くなりつつあるものもある。例えば高次脳機能障害、ディスレクシア、知的障害などである。これらについては早晚浮上してくると思われるため、状況に先んじて取り組みを考えていくことが望ましい。

合理的配慮の適切な遂行については、そのための窓口や調整機関などを設置するだけでなく、相談から合意形成と支援に至る手続きの整備や、申し出の困難な学生に対する意思表明の支援、個人情報の実務的有用性を持った管理などについても検討することによって初めて成果を上げることが出来る。障害者差別解消法に基づく障害学生に関する紛争の防止・解決等事例の収集などについては当機構が別途実施しているところだが、それらの活用とも連動して成果を上げていくことが必要である。

障害学生支援の主たる関心は、時間的推移により変化していく。以前はあまり顧慮されにくかった進路や就職支援や実習に関する課題が指摘されるようになってきているが、これらは決して新規事項ではない。ようやくこれらにまで関心を向けられるようになってきたということと理解している。他にも近年の課題としては入試、生活に関連する支援、障害のある留学生、より高度な支援、大学院における支援、大学間連携、学外機関連携、などがある。

第3章実習の課題ほかでも指摘されたが、各授業担当者の取り組みによる支援や配慮、実習における支援や配慮などについては必ずしも質問紙による量的調査の手続きは馴染まない可能性がある。これらについては事例収集として取り組む、あるいは合同ヒアリングの方法を展開するなどにより、必要な情報の収集と提供ができるよう検討するべきだろう。

またこれらの課題について明らかにするためには、調査設計や調査運用などについても検討する必要がある。調査範囲については障害学生の範囲（種別・区分）の検討だけでなく、より適切に各校に回答いただける手順の工夫などとも連動して考えることになると思われる。また項目の取捨選択や、自由記述の活用などについても検討することが望ましい。さらに得られた結果の活用については、適切な管理方法を整えたうえで多様な研究課題の提案を募るなど、より自由な議論と研究のあり方を構築することが長期的には有益であろう。

以上のような視点を踏まえ、各章をご参照いただき、実践と研究にお役立ていただければと思う。